平成２１年（フ）第６８２号
長崎県長崎市京泊２丁目１番12―103号
債務者　芝田　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６９９号
長崎県長崎市深堀町１丁目11番地64　雇用促進住宅５棟402号、旧住所長崎県長崎市小ヶ倉町３丁目99番地
債務者　松尾　友美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７号
長崎県長崎市東山手町７番５号　中村ビル２号室
債務者　中村　正人
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１６号
熊本市坪井６丁目14番16号　グリーンハイム201
債務者　太田八重子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３７６７号
北海道江別市大麻園町23番地10―504
債務者　片山　勝也
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７９１号
札幌市東区北16条東12丁目３番13号
債務者　鈴木　　孝
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７９２号
札幌市東区北16条東12丁目３番13号
債務者　鈴木　律子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８３０号
札幌市手稲区稲穂２条３丁目２番７号　メゾット稲穂23―Ｃ号
債務者　遠藤　秀雄
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９３５号
札幌市南区豊滝442番地５
債務者　溝延　博賢
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０５５号
札幌市清田区平岡８条４丁目７番10号
債務者　笠野　浩忠
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１５４号
札幌市白石区北郷２条１丁目５番12号　ピュアハウス103号
債務者　長澤あや子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１５９号
北海道江別市野幌屯田町８番地の12
債務者　坂田　大地
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１８３号
北海道千歳市勇舞８丁目６番38号
債務者　馬場　篤志
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１８９号
札幌市豊平区平岸２条８丁目２番６―504号
債務者　氏家久美子（旧姓又村）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２１４号
北海道千歳市幸福４丁目４番14号
債務者　吉田　秀樹
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２１５号
北海道千歳市幸福４丁目４番14号
債務者　吉田眞由美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２２１号
札幌市白石区本通８丁目南４番２号　ローヤルハイツ本通南405号
債務者　大石恭美子（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２２５号
札幌市中央区南13条西８丁目２番48―302号
債務者　丸田　大介
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部